

令和6年度広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（こども・子育て会議）  
第1回教育・保育施設提供体制等検討部会  
会議要旨

- 1 開催日時 令和6年11月8日（金）18時30分～19時30分
- 2 開催場所 広島市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員 6名  
山田（浩）部会長、伊藤委員、坂本委員、橋本（信）委員、福島委員、米川委員
- 4 事務局 7名  
（こども未来局）  
こども未来調整課長、幼保企画課長、幼保企画課幼保連携推進担当課長、幼保給付課長、こども青少年支援部母子保健担当課長  
（教育委員会）  
教育企画課長、指導第一課長
- 5 議題 教育・保育の量の見込み及び確保方策について
- 6 公開の状況 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議資料  
資料1 広島市こども・若者計画（仮称）における量の見込みと確保方策について  
資料2 提供区域の設定について  
資料3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等（教育・保育施設提供体制等検討部会所管事業分）  
参考資料 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（こども・子育て会議）教育・保育施設提供体制等検討部会 委員名簿

〔事務局から説明〕  
略

（こども未来調整課長）  
説明は以上です。

（山田部会長）  
ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

（伊藤委員）  
要保育率について、基本的には現計画と同様の考え方ということでいいのですが、要保育率の上昇について、どのように考えるのが大切になると思います。2号認定の64.58%、3号認定の48.22%は、どのように算出されたのか、今後、どこまで上昇するのか、どの程度で落ちつくのか、国の指標はあるのか、分かれば教えてください。

（幼保連携推進担当課長）  
要保育率については、シンクタンクからの年齢別の実績を基に算定をしています。また、要保育

率の上昇については、総務省が発表しています「労働力統計」を基に算定しており、就業を希望されているけれども、実際には就業されていない女性が一定程度いるということがわかっていますので、こうした女性が新たに就業することによって要保育率が上昇すると仮定し、上昇の見込みを算出しています。

(山田部会長)

その他いかがでしょうか。

(米川委員)

1号認定の量の見込みの算出の考え方に記載されている入園割合の33.6%というのは、どのように算出をされたのか教えてください。

また、私学助成を受けている幼稚園から認定こども園への移行の希望が出た場合は、現状では移行することが可能ということなのか、教えていただければと思います。

(こども未来調整課長)

入園割合については、記載しているとおりに「令和6年度の3歳から5歳児人口に対する幼稚園及び認定こども園の入園割合」ですので、令和6年の人口に対し、実際に幼稚園と認定こども園に入園しているこどもの割合です。

(米川委員)

私の認識では、「入園」というのは「4月から3月までに新しく入園するこども」という意味で、「在園」というのが「その年度に園に在籍しているこどもたちの人数」ということですから、令和6年度の3歳から5歳までの人口に対する幼稚園と認定こども園の割合という意味であれば、それは「在園割合」ではないかと思います。

もう一点の質問については、いかがでしょうか。

(幼保給付課長)

保育園等から認定こども園への移行は、今後も認可しますが、一定の人数10名を上限に認可・認定することにさせていただいております。

(米川委員)

今の御説明は、保育園が認定こども園への移行を希望する場合の話だと思いますが、私学助成を受けている幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合も、今の量の見込みと確保方策の数値から見ると、可能ということでしょうか。

(幼保給付課長)

おっしゃるとおりです。幼稚園から認定こども園に移行することですので、2号・3号の需要に一定の定員数10人を加えた数を上限に認可することになります。

(米川委員)

それは、保育園のことではないでしょうか。

(幼保給付課長)

幼稚園からなる場合も、保育園からなる場合も、同様に認可する定員の上限を前回から決めています。

(米川委員)

ありがとうございます。

(山田部会長)

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

いわゆる2号・3号の確保方で分園の話が出てきましたが、現在の分園の認可はどのように行うのでしょうか。今は、どちらかと言えば事業者が分園を希望すれば認可していたと思うのですが、これまでと同様に今後も認可していくのかは考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

(幼保給付課長)

提供区域の中で不足が生じ待機児童が出そうだとということになれば、まずは不足が生じている園、もしくは近隣の園での定員の増減により解消できるかどうかを検討し、それでも難しければ、隣の提供区域も含めて検討を行うなど、資料の「2号認定・3号認定の確保方策の考え方」の2段落目に記載している考え方の順番で対応を行います。それらを行っても対応できない場合は、新規に整備することとしています。また、新規整備で対応する場合でも、まずは既存の私立保育園を運営している法人の中で、分園整備ができるという園があれば分園により対応し、分園整備について手が上がらなければ、公募による新規整備によって対応することとしています。

(伊藤委員)

現在でも、幼保給付課から分園の予定がある園に関して照会がありますが、その時に、例えば手を挙げる園があったとしても、その地域に需要が無ければ認可はしないという方針で進めているのでしょうか。

(幼保給付課長)

おっしゃるとおりです。

(山田部会長)

その他、いかがでしょうか。  
米川委員、お願いします。

(米川委員)

事業所内保育所の認可についても、幼稚園から認定こども園化する時と同じ考え方でしょうか。

(幼保給付課長)

認可する園につきましては、同様の考え方です。ただし、事業所内保育所でも認可外施設として、例えば、スーパーやデパートなど従業員のために整備したいということに関しては、特段認可とは関係がありません。

(米川委員)

現在、広島市内の事業所内保育所の数は、増えているのでしょうか。

(幼保給付課長)

国が補助金を廃止していますので、（認可外の事業所内事業所は）以前ほどは増えていません。一方で、事業者は、設置するのであれば認可を受けて補助をもらった上で設置したいという希望があると聞いていますが、対象地区に待機児童が出そうなどといった理由が無ければ認可は行っていません。

(山田部会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

次期計画では、基本的には現計画と同じ提供区域の設定だと思います。その中でも中区は、交通の便が良いことから中学校区を統合し、区で一つの提供区域を設定していると理解しています。

次期計画まではこれでいいのだと思いますが、今後、保育需要が減少する中で、この先も、通えるか通えないかという考え方に基づく提供区域の設定でいいのか、例えば、「地域性」をどのように考えていくかという視点も、今後、必要ではないかと思っています。地域をどう作っていくか、就学前施設をどのように位置付けていくのかという視点も、今後、必要になってくるのではないかと思っています。とは言え、幼稚園は園バスなどで広い地域から集まってくるので難しいかもしれませんが、例えば、5年後も同じ状況なのか、もっと早くに「地域性」といった視点で考える必要があるのではないかと思っています。

(幼保給付課長)

保育園の提供区域は、「中学校区」となっており、小学校区よりも若干広い提供区域の設定となっています。提供区域の見直しについては、待機児童が発生するなど新しい施設を作らなければならないという場合には、隣の中学校区まで含めて算定するため比較的広い区域での算定となり、隣接している区域が多いところは、より広い範囲での算定になることから、当分の間は提供区域の見直しが必要になる可能性は低いと考えています。

(伊藤委員)

現段階で提供区域の見直しは難しいと思いますが、今後は、積極的に提供区域の見直しの検討を行う必要も出てくるのではないかと思います。

今後、地域をどのように考えていくのか、広島LMO（エルモ）でも地域をどのように活性化させるのかというような議論が行われていますので、就学前施設をどのように捉えて、今後、地域と学校も含めた就学前施設の設置をどのように考えていくのかといった検討も必要になるのではないかと思います、意見を述べさせていただきました。

(山田部会長)

そのほか、いかがでしょうか。

米川委員、お願いします。

(米川委員)

こども家庭庁が発足されてから、「子ども」の表記がひらがな表記に変わってきたと実感しています。このことについて、ひらがな表記にされた理由について山田太郎氏と話をした時に、「こどもから若者まで全てを包含する場合に『こども』表記にしたのだ」と聞いたことがあります。私たちも幼稚園で文章を書く時に、今までは漢字の「子供」表記を用いており、保育園では「子ども」を用いていると思います。この「子ども」の表記について、橋本委員はどのようにお考えですか。

(橋本委員)

学生に伝える時には、「子供」、「子ども」、「こども」の3種類の表記を歴史的な背景も含めて伝えていきます。一方で、「こどもの日」は平仮名ですし、新聞では「子ども」や「子供」表記が混在していて統一されていないので、中庸を取って「子ども」を用いています。教員委員会では「子供」表記を用いていると思います。

(こども未来調整課長)

「子ども」の表記につきましては、令和4年にこども家庭庁設立準備室から各省庁に対し、「特別な場合を除いてひらがな表記の『こども』を用いるように」という旨の通知が出されています。その主旨は、「当事者であるこどもにとってわかりやすく示す」という観点から平仮名表記を用いることとしたものです。本市におきましても、こども基本法の基本理念などを踏まえて、例えば、法令に根拠がある語を引用する場合や固有名詞を用いる場合、その他にも特別に平仮名の「こども」表記以外を用いる必要がある場合を除き、原則、平仮名の「こども」表記を用いることとし、本年8月に全庁に通知し、表記の統一を進めているところです。補足ですが、国においては「こども」の定義を18歳や20歳といった一定の年齢で画することがないよう「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

(米川委員)

先程述べたことは、就学前のこどもだけでなく、児童・生徒、青年、若者までを含めたという主旨で「こども」表記にしたということであり、よく理解できたのですが、本日の会議資料を見ると「こども・若者」と書いてありますが、本日の議題については就学前の話なので、「子ども」の表記にすべきではないかと思う内容でした。

(こども未来調整課長)

本市においては、例えば「こども未来局」は平仮名表記を用いており、「こども文化科学館」も平仮名表記を用いています。一方で、教育委員会では「子供」表記を用いています。一般的な行政文書においては、「子ども」表記を用いていましたが、先ほど御説明しましたように、「こども」表記に統一していくことを進めています。また、国においても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変更となるなど、国においても「こども」表記への統一が進められているところです。

(米川委員)

ありがとうございます。

(山田部会長)

そのほかいかがでしょうか。

(坂本委員)

勉強不足の中で質問させていただきますが、資料に「公立園の定員削減や統廃合を基本に対応する」という記載がありますが、これはどのような基準で統廃合等を考えておられるのでしょうか。

(幼保連携推進担当課長)

本市では、令和2年に「広島市幼児教育・保育ビジョン」を策定し、翌年の令和3年に、少子化が進展していく中で、近い将来に幼児教育・保育全体の需要が減少に転じた場合に、過剰供給になるということが想定されており、公立保育園の定員削減や、さらに園児数が減少すれば統廃合も視野に入れて対応するという考え方などを整理した「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」を定めました。実際に定員削減や統廃合を行うに当たっては、待機児童が発生することがないように十分留意する必要がありますので、より詳細な検討が必要だと考えており、私立園が定員削減の必要に迫られる前に、どのような考え方や方法で公立園の定員を削減していくのか、現在検討しているところです。

(米川委員)

今の話を聞きながら、先日、国からこれからの幼児教育の在り方についての検討の話が出ており、その中で「公立幼稚園の役割」ということが記載されていました。公立幼稚園が今まで果たしてきた役割と、今後のそれぞれの地区における公立幼稚園の在り方について、今後、本市でも検討が必要ではないかと思いました。

現在、外国籍のこどもや医療的ケアの必要なこども、知的障害の強度行動障害を有するこどもたちなどが増え、多様化しています。このようなこどもたちを私立でフォローするよりも、公立幼稚園で重点的にフォローすることや、その地区の拠点でフォローするといったことが、公立園の大切な役割ではないかと思っています。民間の園で看護師を確保するのは非常に難しいのですが、巡回の看護師により時間配分で見てもらえると、ありがたいという思いもあります。

医療的ケアが必要なこどもたちも今後増えていくと思います。重症心身障害などをもつこどもたちの保護者やこどもたちの育ちを見守るのは、公立しかないと思います。そういう意味で、公立の役割というのはより大きく、大切になっていくと思います。これは保育園も同様だと思いますので、しっかりと考えていただくと大変ありがたいと思います。重症心身障害を持つこどもの保護者は、祖父母も含めて覚悟を持たれていて、我々もしっかりと考えてフォローしていかなければならないと感じています。

(山田部会長)

事務局、いかがでしょうか。

(幼保連携推進担当課長)

少子化により保育需要が減少する場合は、公立園の定員削減や統配合を行うという話をさせていただきましたが、一方で米川委員のおっしゃられたように、公立園としての役割は、本市としても残していく必要があると考えています。先ほど紹介させていただいた「広島市幼児教育・保育ビジョン」及び「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」において、公立園の役割を整理しており、その中の一つに、「特に専門的な支援を必要とするこどもの受け入れ機能を持たせる」ということがあり、現在、安佐北区で建設を進めている「可部南認定こども園（仮称）」の施設の中には、医療的なケアを行える医務室を設けるよう整備を進めています。

(山田部会長)

それでは、意見は出尽くしたと考えさせていただきます。

委員の皆様からいろいろな御意見がありました。関係各課の皆様におかれましては、しっかりと受け止めていただき、今後の計画策定の作業等に反映していただければと思います。

本日の議題は以上でございます。どうもありがとうございました。

それでは、議事事項が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

山田部会長ありがとうございました。

本日の会議資料及び会議要旨につきましては、後日、広島市ホームページで公表することとしています。

なお、今後は本日の部会でいただいた御意見を踏まえ、「広島市子ども・若者計画（仮称）」の素案を策定し、12月頃に広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において御意見を伺う予定としています。

それでは、これを持ちまして第1回広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）教育・保育施設提供体制等検討部会を閉会いたします。

長時間に渡り、御出席、御意見をいただき、ありがとうございました。